	{（x － w）／w} ×（1 ／ 9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［略］ x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 1.66 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 2.38 とし、町村にあつては 2.70 とする。 N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅸ N ＝ 61.73 ×｛（z － y）／y} ×（1 ／ 11）＋ 0.83 {（z － y）／y} ×（1 ／ 11）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 y　平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「1 ． 地方税」、表頭「決算額」欄の数を当該年度の 3 月 31 日現在（ただし、平成 25 年度以降においては 1 月 1 日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） z　令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］

［８～11　略］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［略］

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

	{（x － w）／w} ×（1 ／ 9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［同左］ x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。 δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 1.66 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 2.38 とし、町村にあつては 2.70 とする。 N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅸ N ＝ 60.06 ×｛（z － y）／y} ×（1 ／ 10）＋ 0.92 {（z － y）／y} ×（1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 y　平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「1 ． 地方税」、表頭「決算額」の数を当該年度の 3 月 31 日現在（ただし、平成 25 年度以降においては 1 月 1 日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） z　令和 2 年度から令和 4 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］

［８～11　同上］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［同上］

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。